平成２４年（フ）第９２０号
神戸市北区道場町塩田3045番地
債務者　山本　芳照
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５９号
神戸市須磨区東白川台３丁目14番地の11
債務者　田村　典子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９６２号
神戸市西区大津和１丁目４番地の10　グリーンハイツ大津和301号、申立時の住所神戸市垂水区多聞台３丁目18番26―303号
債務者　北村　征子（旧姓甲斐・石田）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１２号
神戸市兵庫区楠谷町４番11号
債務者　岩﨑　千鶴
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２２号
神戸市灘区箕岡通２丁目３番25号　美野丘ハイツ101、従前の住所神戸市灘区箕岡通２丁目４番９号
債務者　富田志津子
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２５号
神戸市垂水区桃山台１丁目18番地　７―401号
債務者　友延　充代
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０３２号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ11棟406号
債務者　富田二三男
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２号
奈良県五條市大塔町中井傍示250番地、住民票上の住所奈良県五條市大塔町中井傍示77番地
債務者　中谷　和夫
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第８１号
鳥取県米子市淀江町佐陀2112番地19
債務者　中林由美子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３２３号
長崎県長崎市小江町2593番地１、旧住所長崎県長崎市赤迫３丁目13番19―107号
債務者　流川　郁也
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
大分県別府市大字鶴見4050番地の298
債務者　目代　　守
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５５号
宮崎市佐土原町下田島9060番地
債務者　川野　久美
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０５６号
名古屋市西区清里町69番地の13
債務者　吉村　昌子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１５７号
名古屋市中村区松原町５丁目37番地　つたや荘202号
債務者　留目　俊幸
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４５号
名古屋市昭和区東郊通９丁目９番地の５　市営高辻荘1002号、従前の住所名古屋市中区上前津２丁目３番12号　寿ビル503号
債務者　原田　道之
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４５号
兵庫県伊丹市寺本４丁目71番地９―202号
債務者　中尾　　洋
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１７２号
山口県下関市長府浜浦町９番５号　ハイツ浜浦台201号
債務者　松岡　智子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係